

第 185 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 7 月 17 日 (金) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (41名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	23 番 和 久 利 健	25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸
27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修	29 番 金 倉 弘 美	30 番 小 池 誠
31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則
35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸
39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田中 修

5. 欠席委員 (5名)

22番 植田委員 24番 岩田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について

議案第2号 農用地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	第185回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。農業委員18名全員出席しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 若槻委員、11番 濱田委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第2号議案まで、順次行います。 議案第1号、農地法第3条の規定による買受適格証明願についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	開催通知の後、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げがありましたのでよろしくお願い申し上げます。 議案第1号、農地法第3条の規定による買受適格証明願があったので審議を求める。令和2年7月17日提出、奥出雲町農業委員会会長。 買受適格証明についてですが、農地が競売や公売にかかっている場合、最高価買受申出人が農地法の規定による権利移動の許可が受けられなければ所有権を取得することができません。 もし、この許可を受けることができなかった場合には、再度競売をやり直さなければならなくなり、裁判所のみならず、債権者、買受申出人にとっても時間的、経済的な浪費になることから、このような不都合を未然に防止し、競売の進行を円滑にするため、農地の場合は、買受けの申し出ができる者を、買受適格証明書を有している者に限定する取扱いがされています。また、買受適格証明書は、農地法の許可の権限を有する農業委員会が交付するものです。なお、買受適格者であるか否かについては、農地法の許可申請と同じで、農地法の許可の手続きに準じて行うことになっています。今回は第3条となります。農地の競売に参加しようとする者は農業委員会に買受適格証明願を提出しますので、農業委員会は、総会にて、農地法の許可ができるか否かの判断をし、適当であるものとされるものについて、買受適格証明書を交付します。この買受適格証明書の交付は、農地法の許可ではないので、競売の結果、最高価買受申出人となった場合は、農地法の許可の手続きをすることになりますが、事務処理の迅速化を図るため、国の通知により、既に実質的な判断が済んでいることから、今回の証明願いと提出された許可申請書の事業内容に変更がなければ、許可することとなります。裁判所は、農業委員会の許可証により、売却許可決定をすることになります。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は1,136㎡。権利種別3条有償移転。出願人氏名 ○○○○、▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。 本件は松江地方裁判所の実施する競売に係る案件ですが、その判断する要件につきましては、通常の農地法第3条の申請に対する要件と変わりません。農地として取得しようとするものです。住所地からの距離は約6キロメートル、時間は車で約15分から20分くらいです。農作業に従事される方は、出願人の○○○○さんと○○○○さんの家族さん計2名です。権利取得後の経営面積は、33.07aです。また、委員さんの確認につきましては、土地と、出願人とを、それぞれにお願いしております。なお、前段でお話しましたが、出願人の○○○○さんに、買受適格証明書の交付を決定し、当該農地の最高価買受申出人となり、○○○○さんから農地法第3条の規定による許可申請書が提出された場合、今回の買受適格証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、総会に諮らないで許可をしても差し支えないと、国からの通知でなっておりますので、変更がない場合に許可をする旨の議決についても併せて審議をお願いいたします。許可をした場合には、報告事項として総会で報告いたします。この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されてお

事務局	り、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明をお願いいたします。土地のことにつきまして、1番原田委員。
1番	番号1について、1番原田が補足説明をいたします。□□□□いま提出されているお方、□□□□こういう抵当権といいますか、そういうものを設定して、□□□□という経緯がございまして、□□□□、法律に基づいて解決しておかないといけないということがわかり、このたびのように、まず第一段階で、農地法にひっかからないように糸口をつかんで、それから後の処理を進めるという方向で相談がございました。私は、提出されたところの内容をよく知っておりまして「法律的にも問題がないように解決してください、できるだけ応援をします、ただし裁判所とかそういう絡みがありますので、詳しいことは私もわかりませんから、よくよく事務局長さんと相談されて進めてください」ということをお勧めしました。そういう案件ですので、ご協力いただければ喜びます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	次に、出願人の関係につきまして、35番松原委員。
35番	番号1について、35番松原が補足説明をいたします。先ほど局長さんの方からご説明がございました、今回、競売物件の入札というような関係でございますが、譲受人の〇〇〇〇さんにつきましては、□□□□の■■■■自治会でございまして、本人も農業をしながら、また、●●●●の方で勤めながらやっておられます。今回の物件について相談を受け、購入するというふうな段取りを決めましたということでございまして、本人も少しでも農地の拡大しながら勤めたいということでございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑を行います。3条の有償移転です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号について可とすることに決しました。
	次、議案第2号、農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年7月17日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、先月の総会で保留となったものです。農地の所在 □□□□番。地目 登記簿/現況ともに田。面積2,411㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は2年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、総額14,000円です。

事務局	番号2、農地の所在 □□□□番。地目 登記簿/現況ともに田、面積1,269㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は番号1を含め38.5aです。利用目的は田、期間は2年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、総額15,000円です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに畑、面積14,580㎡他で合計18,320㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額54,900円です。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目 登記簿/現況ともに畑、面積12,499㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は1893.5aです。利用目的は畑、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額3万円です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積544㎡、他で合計2,309㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所、●●●●番、利用権設定後の経営面積は143.1aです。利用目的は田、期間は4年9か月、使用貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外22筆、地目 登記簿/現況ともに田。面積737㎡、他で合計17,741㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年7か月、使用貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番。地目 登記簿/畑 現況/田、面積384㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年7か月、使用貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番。地目 登記簿/現況ともに田、面積2,060㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年1か月、賃借料につきましては、10a当たり1万円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 なお、先月のところで、農地法3条の許可要件に下限面積要件がありますと、基盤法においては下限面積の要件はない、ということでございまして、基本構想に目標達成できるかどうかの基準として、これまで通り30aというのを基本としたいと考えます。なお、県の農業会議に確認しましたところ、29aならダメという機械的な取り扱いはいけなく、考慮する材料の一つであるとのことでした。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。次に議案第2号番号1から番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。29番金倉委員。
議長	

29番	29番金倉が補足説明させていただきます。番号1は先月保留になった件でございますが、番号2で〇〇〇〇さんと△△△△さんという話ができて、下限面積が到達することになったものでございます。賃借料が14,000円と15,000円と違うのは、番号1につきましては道路から下に降りたところで水はけの悪いような田圃ということで1,000円ほど差がついているということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1から番号2について一括質疑に入ります。先月の保留の案件、それから今月の案件、すべて△△△△さんの関係のものでございます。質疑ございませんか。26番石原委員。
26番	この案件についてではないんですけど、今回の基盤強化法について、いつもだと最後のページに農機具所有状況等載った書類をつけていただいていたと思うんですけど、今回ないんですけど、どのようなになっているのでしょうか。
議長	事務局いかがですか。
事務局	大変失礼いたしました。今から準備をいたします。
議長	それでは書類を後でつけさせていただきますので、よろしくお願いいたします。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1から番号2について承認することに決しました。 次、議案第2号番号3から番号4について、一括担当委員の補足説明をお願いいたします。32番福本委員。
32番	32番福本が補足説明させていただきます。 番号3について、場所は□□□□に〇〇〇〇さんの畑でございます。■■■■1団地の畑でございます。 番号4について、この畑も□□□□にございます。■■■■1団地の畑でございます。そこを△△△△が作っておられまして、番号3の〇〇〇〇さんに関しましては再設定でございますが、番号4の〇〇〇〇さん昨年どうも難儀しておられて、△△△△さんが応援されまして、今年に限ってこういう契約をされたようでございまして、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 次、議案第2号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号4について承認することに決しました。 次、議案第2号番号5について、担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。
35番	番号5について、35番松原が補足説明させていただきます。農地の場所でございます。□□□□利用権の設定者は○○○○さんとなっておりますが、■■■■さん宅というところでございます。■■■■さんは3年前に亡くなられて、その子どもさんが□□□□、農地につきまして自己保全ということで管理をしておられました。今回ちょうど中山間の支払い制度の関係で5年間作っていただかないといけませんよというようなことのなかから、もう○○○○さんは「とってもよう作らない」ということになりまして、お隣であります△△△△さんが5年間は作ろうというお話ができて、お世話になって作られるという形でございます。新規になります。そして年貢の方ですけども、無償ということでお話し合いができておりますので、別に問題はないとおもいますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号5について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号5について承認することに決しました。 次、議案第2号番号6から番号7について、一括担当委員の補足説明をお願いいたします。38番高橋委員。
38番	番号6から番号7について、38番高橋が補足説明させていただきます。土地の場所でございますけれども、■■■■集落になります。□□□□今回の圃場がございまして、出し手の番号6の○○○○さん、番号7の○○○○さんともに同じ場所に圃場があるわけでございます。番号6の○○○○さんにつきましては、この圃場があるところに家がございましたけれども、今は▲▲▲▲の方に出ておられます。家がございませんので、作り手の方がその家をお借りして農業をやっておられるという状況でございます。それから番号7の○○○○さんにつきましても、■■■■公会堂がございまして、その左向かい側が番号7の○○○○さんのご自宅でございます。受け手の△△△△さんにつきましては、認定農業者ということで頑張っておられて、●●●●に△△△△さんのご自宅があります。確認しますときれいに圃場の方も作っておられて、きちんと管理をしておられますので、再設定ということでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号6について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。15番宇田川委員。

15番	地目が、原野と山林が入っているが。どういうふうにと考えたらいいですが。現況は田だから農業委員会が関係あるんですけど、登記簿上は。
議長	私の方からでいいでしょうか。私もこの現地を知っておりますけれども、はじめには田圃だったものを圃場整備をされたわけでございます。圃場整備をされた時に原野が田圃になった。それで、登記簿上は原野だけれども現状は田圃と今はなっています。法的なことについては事務局の方から答弁させます。
事務局	農地台帳につきましては現況でございますので、登記簿が今回、原野であるとか山林であるとかいう地目があるわけですが、現況田で農地台帳に載っているの、このような議案になっておりまして、再設定ということでございます。
議長	再設定でございますので、この前もこれで通っているということでございます。これがですね、登記ができないといいますか、この関係者の方が全員がおられないといいますか、判が取れないということもあって、地目変更ができないという事情があるようでございます。
15番	田を守るということは大変なことです、まあ事情があれば。
議長	他にございませんか。賃借料について書いてありませんけれども、そのことについて38番高橋委員、何か。
38番	賃借料のことにしましては、特に聞いておりません。無償にされるかもわかりませんが。
議長	使用貸借なのでないということですか。局長どうですか。
事務局	事務局に提出いただきました書類をみますと無償となっておりますので、使用貸借でございます。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号6について承認することに決しました。 次、議案第2号番号7について質疑に入ります。同じ△△△△さんでございますけれども、出し手がこれは〇〇〇〇さんでございます、同じ今の圃場整備の中の一番高いところに田圃が位置しているようでございます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号7について承認することに決しました。 次、議案第2号番号8について、担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	この田圃、□□□□自治会■■■■集落にございます。○○○○さんと、同じ■■■■集落の△△△△さんとの再契約でございます。新規契約は3年前の7月でございましたので、今回1回目の再契約ということでございます。なお△△△△さんには、●●●●農業委員さんとしてお出かけになるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号8について質疑に入ります。再設定です質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号8について承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○先ほど欠けておりました頁をいまからお配りいたします。 ○次回の農業委員会総会について 次回の総会は、7月20日(月)、午前9時から、今日と同じこちらの大会議室で開催します。 新たな任期となるため、初めに任命式を行い、その後の総会において役員改選等を審議いたします。推進委員さんの委嘱は日を改めて行いますので、20日にお集まりいただくのは農業委員さんだけになります。 ○佐伯委員さんより「農地調査等に関する意見要望について」、提出がありました。 農地調査等の活動を通して、「調査図」や「調査資料」についての意見要望でありましたので、今後検討してまいりたいと思います。 ○「全国農業新聞」の継続購読について 島根県農業会議からもお願いされておりますが、退任されます委員さんにおかれましては、できましたら引き続き購読していただきますようお願いいたします。
議長	15番宇田川委員から発言の申し出がっておりますので、発言をいただきます。
15番	先ほど農業委員会の方から農地法3条の下限面積の件についてご説明がありましたが、もう少し分かるように説明をお願いしたいと思いますが、私の調べてきたことを含めて、私なりにすっきりさせたいと思っておりますので、もう一回説明をお願いします。

事務局	下限面積につきましては、農地法の3条の許可要件のひとつです。一方、基盤強化法についてはその下限面積がないというところで先月保留になったところでもあります。 基盤強化法につきましては、基本構想に要件がありましてそれに適合するということで、面積要件はないのですが、所得要件があるということで、というひとは、一定程度の経営面積がないとその所得要件は達成できないということがあるかと思います。そうしますとやはり下限面積がないとはいえず、一定面積が経営面積として必要ではないかということでございます。 このことについて県の農業会議に確認しましたところ「奥出雲町の方で30aを目安とするというところで、たとえば29aならダメだというような機械的な取り扱いはよろしくない」ということでしたので、考慮する材料のひとつである、ということでございます。
15番	だいたいわかりましたけれども、その後調べてみたら基盤強化法を以て今日のところでもあるわけですが、だいたい議題が「農用地利用集積計画」という名前で、これは町が策定しているわけですね。毎回毎回。それに運用する基盤強化法は、下限面積がないわけです。下限面積はないけれども、町の方で作成される農用地利用集積計画には、ただいまおっしゃったような所得の関係等あって、できるだけ集積計画には、認定農業者あるいは若い就農認定者等に集積するように、それはいわゆる町への農業の集積を安定的に利用するためにそういう法律が来ていて、そこへ流れるような法律になっております。それを運用して、農地利用集積計画で、基盤強化法を使って、今日審議するわけです。 おっしゃるように基盤強化法には下限面積をうたっていないけれども、町が計画している利用集積計画には、取得制限なり、今の認定農業者だというものが入っておりますから、そうしますと、農地法3条には下限面積がありますから、それに準ずるような方向で、基盤強化法が農業委員会に出た時も、下限面積がない認定農業者にもならないようなものが基盤強化法を使うようなことはあまり良くないから、最低限その農地法3条の下限面積を適応するような範囲でやってもらうという方向で、そのために、集積計画を、町が作られる要件として、農業委員会はどういうふうに考えているかというのを、正式な資料でなくても、参考意見を聞かせてもらえるという立場であったと思うんですよ。それで今までずっと基盤強化法に出ていても、下限面積を尊重して審議してきたという経過があると思いますので、従来通り、基盤強化法、利用集積計画の時のも、下限面積は従来通り整理するようにお願いをしたい、ということです。
議長	基盤強化法のことについては、30a以下でも、あるいは園芸なんかやっている、トマトを作るとか、畑やハウスや、というような時には、3反以下の人でも認定農業者になることがある。そういうものについては、基盤強化法で、30aの下限面積はないよ、というような、そこを救うためのものだろうと私は思っていて、普通の集積計画の時には、それは該当しないであろうと思っています。だから園芸なんかは特にですね、ハウスなんかについては3反以内というのがたくさんありますから。それでもやっぱり認定農業者の方がいるわけですから。要件の中に認定農業者は入っていないでしょうか、町の分の要件の中に。
9番	この基盤強化法とはどういうものかということを委員さん方もよく理解をしていただいた方がいいと思います。この目的は、認定農業者を育成するという大きな主旨がある。ですからそのためには、いま会長がおっしゃいましたように、年齢制限と面積要件というのがないですが、ただしそれは目的としては、将来、認定農業者、これは町の基本構想にはっきりと書いてあります。いろいろ経営の形態に合わせて、年間で250日くらい農業従事をして、年間所得400万以上、これくらいを目指す認定農業者を育てるために、この基盤強化法というのは作ってありますね。要件というより元々の法律の目的があるわけです。逆に言えば、いままで10年間この制度をたくさん使って農地集積を進めておりますが、本当に認定農業者になられた方が何人おられるかいつペン事務局は調べてみられた方がいいと思います。ただこの便宜的に、先ほど面積要件がないとか年齢要件がないからとりあえずこの基盤強化法を使って農業集積したら簡単でいいじゃないか、というような本来の法律運用というのが、主旨としてすこしおかしいですから。宇田川委員さんのおっしゃることは、最後に目的を達成するために、とりあえずこの最低面積の壁は必要じゃないかというのであれば、

9番	奥出雲町のたとえば規則の中で何かそういうことを謳うというようなことをですね、お考えになってもいいかと思いますが。法律のひとつはそこらへんにあります。新規就農者なんていうのはまったくゼロから入ってくるわけですから。1反からはじまってそれから10町なり20町になってということもあるわけでございますので。ただそれは一握りです。77歳で後継者がいないけどりあえず基盤強化法を使ってやっておけば簡単でいいわというものではなくて、本来はその人が、やがて自分の後継者にそれを譲るなら、規模拡大をして認定農業者要件を満たしていくための手段に使うものだということを考えておかなければいけないと思います。そこらへんのところはひとつ、事務局さんよく説明してあげてください。
議長	以上で総会を終わりたいと思います。次回の農業委員会は7月20日(月)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 10番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩